



金沢市公報

第3186号

令和7年(2025年)7月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

● 告 示

○国土調査法の規定に基づく地籍調査の実施について	(危機管理課)	1
○市道の路線の認定について	(道路管理課)	2
○市道の区域の決定について	(")	2
○市道の区域の変更について	(")	2
○道路の供用の開始について	(")	2
○子ども・子育て支援法の規定による特定子ども・子育て支援施設等の確認について	(保育幼稚園課)	3
○金沢市立玉川こども図書館の駐車場の使用料の徴収に関する事務の指定公金事務取扱者への委託について	(図書館総務課)	3
●公 告		
○金沢市屋外広告物等に関する条例の規定に基づく屋外広告物講習会の開催について	(景観政策課)	4
○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の一部取消しについて	(建築指導課)	4
●選挙管理委員会告示		
○石川県議会議員補欠選挙における各投票区の投票所の設置について	(選挙管理委員会)	5

○石川県議会議員補欠選挙における期日前投票所の場所及び期日前投票所を設ける期間について	(")	6
○石川県議会議員補欠選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻について	(")	7
○石川県議会議員補欠選挙における不在者投票用の投票用紙及び投票用封筒の交付の場所及び日時について	(")	8
○石川県議会議員補欠選挙における金沢市開票区の開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	(")	8
○石川県議会議員補欠選挙における金沢市開票区の開票立会人となる者を定めるためのくじを行う場所及び日時について	(")	8
○石川県議会議員補欠選挙における金沢市開票区の開票の場所及び日時について	(")	8
●監査公表		
○監査公表(第9号・第10号)	(監査事務局)	9

告 示

●金沢市告示第237号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により、次のとおり告示します。

令和7年7月11日

金沢市長 村山卓

- 1 事業計画が定められた年月日
令和7年6月20日
- 2 調査を実施する者の名称
金沢市
- 3 調査地域
名称 粟崎I地区
範囲 粟崎町の一部
- 4 調査期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

●金沢市告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和7年7月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

令和7年7月11日

金沢市長 村 山 卓

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点					重要な経過地
1210	天神町1丁目線 20号	天 神 町 1 丁 目	401 番	2	先 か ら		
		天 神 町 1 丁 目	401 番	6	先 ま で		
4450	小 坂 50号	小 坂 町 中	25 番	1	先 か ら		
	小 坂 町 西 線 47号	小 坂 町 中	25 番	10	先 ま で		
4435	小 坂 35号	法 光 寺 町	74 番	1	先 か ら		
	法 光 寺 町 線 28号	法 光 寺 町	74 番	2	先 ま で		
1430	泉が丘1丁目線 23号	泉 が 丘 1 丁 目	311 番	1	先 か ら		
		泉 が 丘 1 丁 目	311 番	6	先 ま で		
3719	鞍 月 19号	大 友 1 丁 目	415 番		先 か ら		
	大 友 町 線 58号	直 江 南 1 丁 目	114 番		先 ま で		

●金沢市告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和7年7月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

令和7年7月11日

金沢市長 村 山 卓

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	天神町1丁目線20号	6.0 ~ 6.9	38
一般市道	小坂50号小坂町西線47号	5.0 ~ 6.0	35
一般市道	小坂35号法光寺町線28号	6.0	33
一般市道	泉が丘1丁目線23号	6.0	25
一般市道	鞍月19号大友町線58号	6.0	28

●金沢市告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和7年7月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

令和7年7月11日

金沢市長 村 山 卓

道路の種類	路 線 名	区 間	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
2級幹線	2級幹線 312号	小 坂 町 中 25番 1 先 か ら	旧	4.6 ~ 7.3	30.5
	疋田・小坂線	小 坂 町 中 25番 7 先 ま で	新	5.6 ~ 7.3	30.5
一般市道	泉が丘1丁目線1号	泉 が 丘 1 丁 目 311番 1 先 か ら	旧	5.0 ~ 5.1	27.5
		泉 が 丘 1 丁 目 311番 8 先 ま で	新	6.0	27.5

●金沢市告示第241号

金沢市公報

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和7年7月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

令和7年7月11日

金沢市長 村 山 卓

路線名	区間				供用開始日
天神町1丁目線 20号	天神町1丁目	401番2	先から	令和7年7月11日	
	天神町1丁目	401番6	先まで		
小坂50号 小坂町西線 47号	小坂町中	25番1	先から	令和7年7月11日	
	小坂町中	25番10	先まで		
小坂35号 法光寺町線 28号	法光寺町	74番1	先から	令和7年7月11日	
	法光寺町	74番2	先まで		
泉が丘1丁目線 23号	泉が丘1丁目	311番1	先から	令和7年7月11日	
	泉が丘1丁目	311番6	先まで		
鞍月19号 大友町線 58号	大友1丁目	415番	先から	令和7年7月11日	
	直江南1丁目	114番	先まで		
2級幹線 312号 疋田・小坂線	小坂町中	25番1	先から	令和7年7月11日	
	小坂町中	25番7	先まで		
泉が丘1丁目線 1号	泉が丘1丁目	311番1	先から	令和7年7月11日	
	泉が丘1丁目	311番8	先まで		

●金沢市告示第242号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等として次のとおり確認したので、同法第58条の11の規定により告示します。

令和7年7月11日

金沢市長 村 山 卓

施設の名称	施設の所在地	提供者の名称	施設の種類	確認年月日	事業開始年月日
金沢古府記念病院 病児保育室こぶつこの杜	金沢市古府1丁目 132番地	越田 潔	認可外保育施設	令和7年6月2日	令和7年6月2日

●金沢市告示第243号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により金沢市立玉川こども図書館の駐車場の使用料の徴収に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

令和7年7月11日

金沢市長 村 山 卓

- 1 指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地、指定をした日及び委託をした日

名称	事務所の所在地	指定をした日	委託をした日
株式会社メビウス	金沢市示野中町1丁目15番地	令和7年6月19日	令和7年6月19日

- 2 委託した公金事務に係る歳入

金沢市立玉川こども図書館の駐車場の使用料

- 3 委託した期間

令和7年7月1日から令和8年11月30日まで

公 告

金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号）第32条第1項の規定により屋外広告物講習会を開催するので、金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則（平成8年規則第2号）第27条第1項の規定により次のとおり公告します。

令和7年7月11日

金沢市長 村 山 卓

1 講習会の日時

令和7年10月3日（金）午前9時15分から午後4時45分まで

2 講習会の場所

金沢市磯部町口75番地1 金沢スタジアム

3 受講対象者

屋外広告業に携わる者（定員50名）

4 講習の科目

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法
- (3) 屋外広告物の施工

5 講習の免除

次の(1)から(4)までのいずれかの資格等を有する者については、4の(3)に掲げる屋外広告物の施工の講習を免除するので、当該資格等を証明する書類を受講申込時に添えて提出すること。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する電気工事士
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設の行う職業訓練若しくは同法第24条第1項の認定に係る職業訓練で帆布製品製造科に係るものを修了した者又は同法第28条第1項の規定による職業訓練指導員の免許で帆布製品科に係るものを受けた者

6 受講申込の受付期間

令和7年7月15日（火）から同年9月12日（金）まで

7 受講申込先

E-mail keikan@city.kanazawa.lg.jp（金沢市都市整備局景観政策課）

8 講習手数料

2,500円

9 問合せ先

金沢市都市整備局景観政策課

電話 076-220-2364

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を一部取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局建築指導課において縦覧に供します。

令和7年7月11日

金沢市長 村 山 卓

一部取り消した道路の位置等

指定番号	指定取消しの年月日	取り消した指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第361号	令和7年6月18日	金沢市城南2丁目249番1及び249番3内	9.0	4.00

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第47号

令和7年7月20日執行の石川県議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、各投票区の投票所を次の場所に設けるので、同法第41条第1項の規定により告示します。

令和7年7月11日

金沢市選挙管理委員会

投票区名		投票所	
第1投票区	野町	旧金沢市立野町小学校	ピロティ
第2投票区	弥生	金沢市立泉小学校	プレイルーム
第3投票区	中村	金沢市立中村町小学校	ピロティ
第4投票区	十一屋	金沢市立十一屋小学校	第2体育館
第5投票区	長坂台	金沢市立長坂台小学校	プレイルーム
第6投票区	泉野	金沢市立泉野小学校	体育館
第7投票区	新豎	旧金沢市立新豎町小学校	体育館ピロティ
第8投票区	菊川	金沢市立犀桜小学校	プレイスペース
第9投票区	紫錦台	金沢市立紫錦台中学校	第2体育館
第10投票区	小立野	金沢市立小立野小学校	多目的交流室
第11投票区	小立野台	上野こども園	遊戯室
第12投票区	南小立野	金沢市立南小立野小学校	多目的ルーム
第13投票区	材木	旧金沢市立材木町小学校	第1体育館
第14投票区	味噌蔵	金沢市立兼六小学校	第2体育室
第15投票区	兼六	金沢市立兼六中学校	トレーニング場
第16投票区	長町	金沢市立長町児童館	遊戯室（長町会館）
第17投票区	松ヶ枝	金沢市松ヶ枝福祉館	生きがい活動室
第18投票区	長土堀	金沢市営中央市民体育館	多目的ホール
第19投票区	芳斎	金沢市立中央小学校芳斎分校	体育館
第20投票区	長田	金沢市立長田町小学校	玄関前ホール
第21投票区	此花	此花会館	体育館（旧金沢市立此花町小学校）
第22投票区	瓢箪	金沢市立明成小学校	第2体育館
第23投票区	馬場	旧金沢市立馬場小学校	ピロティ
第24投票区	浅野	金沢市立浅野町小学校	図工室
第25投票区	森山	金沢市立森山町小学校	体育館
第26投票区	鳴和	金沢市立鳴和中学校	トレーニングルーム
第27投票区	諸江	金沢市立諸江町小学校	体育館
第28投票区	浅中	金沢市立浅野川中学校	トレーニングルーム
第29投票区	富樫	金沢市立富樫小学校	体育館
第30投票区	西金沢	金沢市西南部公民館	和室
第31投票区	米丸	金沢市立米丸小学校	体育館
第32投票区	新神田	金沢市立高岡中学校	第2体育館
第33投票区	三馬	金沢市立三馬小学校	体育館
第34投票区	清泉	金沢市立清泉中学校	トレーニング場
第35投票区	米泉	金沢市立米泉小学校	ピロティ
第36投票区	伏見台	金沢市立伏見台小学校	体育館
第37投票区	小坂	金沢市立小坂小学校	1階体育室
第38投票区	千坂	金沢市立千坂小学校	ピロティ

金沢市公報

第39投票区	夕	日	寺	金沢市立夕日寺小学校	プレイルーム
第40投票区	鞍	月		金沢市立鞍月小学校	プレイルーム
第41投票区	浅	野	川	金沢市立浅野川小学校	第2体育館
第42投票区	粟	崎		金沢市立粟崎小学校	体育館
第43投票区	大	野		金沢市立大野町小学校	体育館
第44投票区	戸	板		金沢市立戸板小学校	プレイルーム
第45投票区		西		金沢市立西小学校	ピロティ
第46投票区	金	石		金沢市立金石中学校	トレーニングルーム
第47投票区	大	徳		金沢市立大徳小学校	ピロティ
第48投票区	木	曳	野	金沢市立木曳野小学校	ピロティ
第49投票区	二	塚		金沢市二塚公民館	和室
第50投票区	松	寺		金沢市松寺公民館	和室
第51投票区	大	浦		金沢市大浦公民館	ホール
第52投票区	犀	川		金沢市立犀川小学校	体育館
第53投票区	牧	山		直江谷会館	1階研修室
第54投票区	土	子	原	金沢市土子原こども野外広場	和室
第55投票区	内	川		金沢市立内川小学校	卓球場
第56投票区	湯	涌		金沢市立芝原中学校	トレーニングルーム
第57投票区		緑		金沢市立緑中学校	トレーニングルーム
第58投票区		額		金沢市立額中学校	トレーニングルーム
第59投票区	四	十	万	金沢市四十万公民館	1階ホール
第60投票区	扇	台		金沢市立扇台小学校	体育館
第61投票区	押	野		金沢市立押野小学校	体育館
第62投票区	東	押	野	押野東会館	集会室
第63投票区	上	荒	屋	三和集会所	(金沢市三和公民館)
第64投票区	西	南	部	金沢市立西南部中学校	トレーニング場
第65投票区	若	松		金沢市立松の里小学校	プレイルーム
第66投票区	浅	川		金沢市立田上小学校	体育館
第67投票区		俵		俵地区生活改善センター	地域交流室
第68投票区	医	王	山	金沢市立医王山小学校	トレーニングルーム
第69投票区	東	浅	川	金沢市東浅川公民館	1階談話室
第70投票区	森	本		金沢市立森本中学校	図書室
第71投票区	大	場		大場町コミュニティーセンター	集会室
第72投票区	八	田		金沢市湖南公民館	集会室
第73投票区	才	田		金沢湖南苑	地域交流スペース
第74投票区	花	園		金沢市立花園小学校	図工室
第75投票区	竹	又		たけまた友愛の家	体育館
第76投票区	上	平		旧金沢市立上平小学校	体育館
第77投票区	朝	日		金沢市旭日公民館	集会室(旧金沢市立朝日小学校)
第78投票区	福	島		福島地区会館	会議室
第79投票区	不	動	寺	金沢市立不動寺小学校	図工室
第80投票区	三	谷		旧金沢市立三谷小学校	多目的教室

●金沢市選挙管理委員会告示第48号

令和7年7月20日執行の石川県議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において準用する同法第39条の規定により、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間を次のとおり定めたので、同法第48条の2第6項において準用する同法第41条第1項の規定により告示します。

令和7年7月11日

金沢市選挙管理委員会

期日前投票所名		期日前投票所を設ける場所	期日前投票所を設ける期間
第1期日前投票所	本庁	金沢市第一本庁舎 新館1階ホール	令和7年7月12日から 同月19日まで
第2期日前投票所	森本	金沢市森本市民センター 1階事務室	
第3期日前投票所	金石	金沢市金石市民センター 1階会議室	
第4期日前投票所	犀川	金沢市犀川市民センター 1階憩いの間（金沢市犀川公民館）	
第5期日前投票所	安原	金沢市安原市民センター 1階和室（金沢市安原公民館）	
第6期日前投票所	額	金沢市額市民センター 1階会議室	
第7期日前投票所	押野	金沢市押野市民センター 1階会議室	
第8期日前投票所	浅川	金沢市浅川市民センター 2階会議室	
第9期日前投票所	泉野	金沢市泉野福祉健康センター 1階会議室	
第10期日前投票所	元町	金沢市元町福祉健康センター 1階けんこう広場	
第11期日前投票所	駅西	アル・プラザ金沢 2階特設会場	
第12期日前投票所	西部	金沢市西部環境エネルギーセンター 1階環境学習室	
第13期日前投票所	イオン もりの里	イオンもりの里店 1階特設会場	令和7年7月17日から 同月19日まで
第14期日前投票所	移動	巡回車両	令和7年7月14日から 同月18日まで

●金沢市選挙管理委員会告示第49号

令和7年7月20日執行の石川県議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において準用する同法第40条第1項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年7月11日

金沢市選挙管理委員会

期日前投票所名		期日前投票所を設ける場所	期日前投票所を開く時刻	期日前投票所を閉じる時刻
第11期日前投票所	駅西	アル・プラザ金沢 2階特設会場	午前10時	
第13期日前投票所		イオン もりの里	午前9時	
第14期日前投票所	移動	巡回車両	午前11時	午後4時30分

第14期日前投票所（移動）の各巡回箇所における投票可能な時間は次のとおりです。

巡回箇所	巡回日	投票可能な時間
金沢大学角間キャンパス	令和7年7月14日	午前11時から午後4時30分まで
北陸大学太陽が丘キャンパス	令和7年7月15日	午前11時から午後4時30分まで
金沢星稜大学・金沢星稜大学女子短期大学部	令和7年7月16日	午前11時から午後4時30分まで
北陸学院大学	令和7年7月17日	午前11時から午後1時まで
金沢美術工芸大学	令和7年7月17日	午後2時30分から午後4時30分まで
金沢学院大学・金沢学院短期大学	令和7年7月18日	午前11時から午後4時30分まで

●金沢市選挙管理委員会告示第50号

令和7年7月20日執行の石川県議会議員補欠選挙における不在者投票用の投票用紙及び投票用封筒の交付の場所及び日時は、次のとおりです。

令和7年7月11日

金沢市選挙管理委員会

- 1 取扱場所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市第一本庁舎新館1階ホール
- 2 取扱日時 令和7年7月12日から同月19日までの間
毎日午前8時30分から午後8時まで

●金沢市選挙管理委員会告示第51号

令和7年7月20日執行の石川県議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項の規定により金沢市開票区の開票管理者を、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定によりその職務を代理すべき者をそれぞれ次のとおり選任したので、同令第68条の規定により告示します。

令和7年7月11日

金沢市選挙管理委員会

開票区名	開票管理者		開票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
金沢市	白山市	川畑 宏樹	河北郡津幡町	西川 実

●金沢市選挙管理委員会告示第52号

令和7年7月20日執行の石川県議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項及び第4項の規定による金沢市開票区の開票立会人となる者を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、同条第6項の規定により告示します。

令和7年7月11日

金沢市選挙管理委員会

- 1 場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市第一本庁舎兼六会議室
- 2 日 時 令和7年7月18日
午前10時から

●金沢市選挙管理委員会告示第53号

令和7年7月20日執行の石川県議会議員補欠選挙における金沢市開票区の開票の場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定により告示します。

令和7年7月11日

金沢市選挙管理委員会

- 1 開票の場所 金沢市長町3丁目3番3号

金沢市営中央市民体育館競技場

- 2 開票の日時 令和7年7月20日
午後9時30分から

監査公表**●金沢市監査公表第9号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年7月11日

金沢市監査委員 加藤 弘行
金沢市監査委員 中村 哲郎
金沢市監査委員 高村 佳伸
金沢市監査委員 森一 敏

1 財政援助団体等監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和7年6月18日
 (2) 措置を講じた局等 福祉健康局障害福祉課
 (3) 監査結果の公表年月日 令和6年12月11日（令和6年監査公表第15号）
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
【株式会社 エイム】 指定管理協定書に定められた事業報告書において、一部の事務処理に不備が見受けられたので、適正を期す必要がある。	指定管理協定書の規程事項を遵守し、正確な事業報告書を作成し、期限内に提出した。
【福祉健康局 障害福祉課】 団体の事業報告について、適切な指導監督を行う必要がある。	今後とも団体の事業報告について、適切な指導監督を行っていく。

●金沢市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年7月11日

金沢市監査委員 加藤 弘行
金沢市監査委員 中村 哲郎
金沢市監査委員 高村 佳伸
金沢市監査委員 森一 敏

1 包括外部監査

- (その1)
 (1) 措置通知があった年月日 令和7年6月10日
 (2) 措置を講じた局等 市民局市民課
 (3) 監査結果の公表年月日 令和7年4月11日（令和7年監査公表第8号）
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
ID・パスワードの管理 指摘02（100ページ） 応援職員用IDは、使用実績が無いとのことであり、また、現状ではパスワードが実施手順を遵守しているものではないことから、至急削除する必要がある。	全ての応援職員用IDを削除した。

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 令和7年6月10日
 (2) 措置を講じた局等 総務局総務課
 (3) 監査結果の公表年月日 令和6年5月13日（令和6年監査公表第8号）
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
金沢市役所・美術館駐車場における駐車場管理ソフトの活用 意見08（46ページ） 駐車場料金精算システムで出力できる帳票を有効に活用し、市役所本庁舎側と美術館側のそれぞれの利用状況を把握するように努める必要がある。	駐車場料金精算システムから「入口／出口毎時間帯別入出場月報」を出力し、入場及び精算場所を基に市役所本庁舎側と美術館側のそれぞれの年間の利用状況の把握を行うこととした。

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
サービス券の発行目安の設定 意見10（47ページ） 直近事業年度の実績等を踏まえた上で、必要以上にサービス券が発行されていないかどうか管理することを検討する必要がある。	サービス券の管理に当たり、電子申請システムを改修し、発行時に申請元所属長の意思決定を確認できるようにしたほか、改めて府内通知を行い、適正利用について周知徹底を図った。 また、年度末に年間の減免申請件数及び使用枚数を集計し、前年度実績と比較して必要以上にサービス券が発行されていないか確認する体制とした。